

令和 5 年
第 10 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 5 年第 1 0 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 5 年 1 0 月 2 5 日（水）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和5年第10回立川市農業委員会総会

令和5年10月25日（水）

立川市役所208・209会議室

議 席	氏 名	議 席	氏 名
1 番	鈴 木 豊 君	1 0 番	鴻 地 文 武 君
2 番	嶋 田 貞 芳 君	1 1 番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3 番	高 杉 晋 一 君	1 2 番	高 橋 浩 久 君
4 番	内 野 智 行 君	1 3 番	宮 岡 広 行 君
5 番	橋 本 良 子 君	1 4 番	田 中 佐 一 君
6 番	浅 見 恵 子 君	1 5 番	清 水 茂 男 君
7 番	宿 谷 豊 君	1 6 番	川 野 進 君
8 番	横 幕 玲 子 君	1 7 番	岡 部 良 己 君
9 番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君
 次長 奥 野 武 司 君
 係長 熊 谷 寛 君
 主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、またお忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

大分寒くなって、今、インフルエンザも何かはやっているということで、気をつけていただきたいと思います。また、今後、来月には立川市の農業祭が行われる予定でございます。また、今日、今夜、私は宝船の打合せ会議などもあります。その席で例年、農業委員会のほうに農業祭に対しての協力金依頼、要は、お金のほうをちょっと協力してもらえないかということで、例年依頼がございます。コロナ前のときは1人5,000円、負担してくれという依頼がありまして、たしか去年は3,000円だったのですかね。去年は少し小規模だったので、たしか1人3,000円を負担してもらえないかというお話がありましたので、もしかしたら5,000円になるか、3,000円になるかというのは分からないんですけれども、一応その場合、農業委員会の親睦会のほうから、皆さんから毎月頂いておりますので、皆さんから御承認いただいて、もし依頼があった場合、そちらのほうから協力金という形で出させていただきたいと思っておりますけれども、その辺もよろしいでしょうか。

年1回の農業のお祭りでございますので、ぜひ協力のほうをお願いしたいと思いますので、そういう依頼があったら、そのようにさせていただきます。会計さんのほうには、また連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それとあと、私のほうで、私は東京都農業会議所の理事と常設委員をやってしまして、10月17日に武蔵野市の現地研究会ということで出席しまして、武蔵野ではビールのホップを作っているところがありまして、それと、武蔵野で、そのホップを使って地ビールを作っているという。そういうところを見てきまして、もうほとんど終わっている状態なんですけれども、なかなか珍しいようなところでしたので、少しでも参考になったのかなと思っています。

ということでございます。

それでは、ただいまより令和５年第１０回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第６条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

議長　初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は７番の宿谷委員、１０番の鴻地委員にお願いをいたします。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出が２件、（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出が８件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長　それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行います。恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

１０月２日（月）、農業後継者顕彰事業特別賞候補者の現地調査が候補者の圃場で行われまして、事務局が参加をいたしました。

１０月１１日（水）、職務代理者・部会長研究集会が開催をされまして、職務代理者、土地利用部会長及び農業経営部会長、事務局が出席をさせていただきました。

１０月１２日（木）、企業的農業経営顕彰事業特別賞候補者の現地調査が候補者の圃場で行われまして、事務局が参加をいたしました。

１０月１７日（火）、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会及び現地研究会が開催をされまして、会長が出席をされました。

委員会といたしましては、１０月１６日（月）に１０月の総会に向けた現地調査を、本日、２５日（水）午後３時より第１０回総会、終了後、全員協議会を開催させていただきます。

明日以降でございます。

11月9日（木）、女性農業委員等研修会が開催をされまして、農業委員、会長、事務局が出席予定となっております。

11月14日（火）、広報研究会が開催をされまして、広報担当委員、事務局が出席予定となっております。

11月21日（火）、東京都農業会議の事業推進協議会・常設審議委員会が開催をされまして、会長が出席予定となっております。

委員会といたしましては、11月15日（水）に11月の総会に向けた現地調査を、24日（金）午後3時より第11回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する御報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は一番町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は18.09㎡。転用目的は道路用地でございます。

2件目。農地の所在は幸町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は117㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出8件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は砂川町6丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1439.04㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目。農地の所在は一番町 2 丁目の 2 筆。地目は、登記簿
上が畑、現況は公衆用道路及び宅地。面積は 5 9 . 1 9 m²。転
用目的は道路用地でございます。

3 件目。農地の所在は若葉町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿
上が畑、現況も畑。面積は 1 1 5 m²。転用目的は住宅用地でご
ざいます。

4 件目。農地の所在は若葉町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿
上が畑、現況も畑。面積は 2 4 m²。転用目的は駐車場用地でご
ざいます。

5 件目。農地の所在は西砂町 2 丁目の 1 筆。地目は、登記簿
上が畑、現況も畑。面積は 4 5 0 m²。転用目的は住宅用地でご
ざいます。

6 件目。農地の所在は一番町 3 丁目の 1 0 筆。地目は、登記
簿上が畑、現況は畑及び公衆用道路。面積は 4 7 9 5 . 9 m²。
転用目的は住宅用地でございます。

7 件目。農地の所在は西砂町 5 丁目の 1 筆。地目は、登記簿
上が山林、現況は畑。面積は 1 , 2 1 8 m²。転用目的は住宅用
地でございます。

8 件目。農地の所在は西砂町 3 丁目の 6 筆。地目は、登記簿
上が畑、現況は畑及び公衆用道路。面積は 2 , 0 5 9 m²。転用
目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問がありましたら、お願い
をいたします。

事務局、お願いします。

係長 ただいまの報告におきまして、局長からの報告事項で、職
業のことについて添付の資料の確認をということでお話があり
ましたが、こちらにつきまして、添付資料の変更のことにつ
きましてお話をさせていただければと思います。

農地法第 4 条、5 条の職業欄につきましては、今まで設けて

おりましたが、令和４年４月の農地法施行規則の改正時に、職業欄の記載につきまして法律の要件から削除されたことを先日確認いたしました。このため、様式上、申請様式には残してあるのですが、総会の報告事項からは削除をさせていただきましたことを御報告させていただきます。

ただ、今、様式に残っているというお話をさせていただきましたが、東京都農業会議の参考様式のほうでは、現状まだ職業欄が残っておりますので、他市でも現状、運用上、記入欄を残しているところが大半でございます。そのため、しばらくは記入欄のほうの職業欄は、様式上は残させていただきます。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ほかに質問等がありますか。岩崎委員、お願いします。

1 1 番 ただいまの様式の変更のことについてなんですけれども、様式上、職業欄を残すということでございますが、それは、記入は任意という扱いになるのか。記入していなかったら認めないのか。あるいは、記入を推奨するのかとか、その辺の扱いはいかがでございますか。

係長 記入につきましては任意で、法律上、記入を求めておりませんので、任意とさせていただきます。

1 1 番 任意であることは、申請者に今後それは伝えておくものなんでしょうか。

係長 もし質問があった場合は、お答えさせていただきますが、その事実が分かったものが最近だったということもございまして、今後、そのような事例があった場合には、お話のほうをさせていただきますたいと思っております。

1 1 番 農業会議のほうの様式の変更がないため、立川市においても様式の変更は当面しないということでございますが、それを、必要がないものをそのまま残しておくことについて、農業会議のほうに質問、意見等をする予定はあるのでしょうか。

係長 先日、様式のことについて農業会議のほうに質問をさせていただきました。こちらにつきまして、農業会議のほうでも様

式に残っていたということを、我々のほうで確認をしたときに初めて分かったということでしたので、今後、その辺につきましては、変更について検討、恐らくこの後、参考様式などにつきましては農業会議のほうから話があるかと思いますので、そのときに合わせて変更のほうも、こちらはさせていただく予定となっております。

1 1 番 承知いたしました。

職業についてはプライバシー事項かと思うしますので、必要がないものを、様式があることで書くことを推奨されているように思われると、申請者にとって不利益だと思しますので、そこは検討が必要だと思います。

議長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、2 件を議題に呈します。

本日は複数ございますので、1 件ごと説明と申請者への意思確認を行いたいと思います。

それでは、事務局より議案第 1 号の 1 について説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第 1 号について御説明いたします。

議案第 1 号の 1、特例農地は柴崎町 5 丁目の 1 2 筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、嶋田職務代理、田中委員、浅見委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、新奥多摩街道の南、中央線の東側の自宅裏の 3 か所に分かれた農地です。南東の農地はハウスで、トマトやミカンのほか、露地ではナスやピーマンなどを生産されておりました。南西の農地は露地にて、これからナバナやネギを植え付け予定で、耕うんをされておりました。

北西の農地ではビワを中心に果樹を生産されておりました。どこも肥培管理は良好で、境界も確認できました。

南東の農地につきましては特例農地から一部外している箇所があり、物置や資材置場、排水溝となっております。今年度、夏の暑さの影響か、ハウスでのトマトにコナジラミの被害があったこと、また、果樹については、タヌキやハクビシンによる獣害で困っているとのお話がございました。

議案第1号の1については以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を田中委員、浅見委員、岩崎委員、嶋田職務代理の順でお願いしたいと思います。

では初めに、田中委員、お願いします。

14番 この方の畑を見に行きましたところ、資材が置いてあるところは全部納税猶予から外れていたり、本当に資材等があるところは全部外してありました。ですから、このようなジグザグしたような畑になっています。

畑のほうは本当に手入れがよくて、中道を使っておられて、ハウスの中には、たしか10反だか20反ですかね。トマトのほうが植えてありました。ビワのほうの畑も防鳥ネットを張ったり、いろんなことをやっているんですが、ハクビシンとか、そういうふうな害獣が来て困っているようなことを言っていました。

家の南のほうですか。畑の南ですか。隣接地に住宅があるんですけども、そこにもネットを張ってあって、いろんな害虫等を近所のほうに行かないような工夫もしておられましたので、この畑のほうは特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、浅見委員、お願いします。

6番 先ほどおっしゃっていましたように、こちらはナスやピーマン、サツマイモなど、とてもきれいに栽培されていまして、

畑もとてもきれいに管理されていました。除草もされていました。境界線のところのくいは、ポールを立てて、とても分かりやすくしてありました。

タヌキやアライグマ、ハクビシンの被害が多く、困っているともおっしゃっていました。近隣が住宅街ですので、ビニールハウスを建てているんですが、こちらのボイラーの音がうるさいと市へ苦情が入るそうで、とても近隣からの苦情、音の苦情で、とても困っているともおっしゃっていました。

初めて農地パトロールさせていただいたんですが、とてもきれいにされていて、参考にさせていただきたいなと思いました。どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 今、お二方からございましたとおり、非常にきれいに手入れもされておりましたし、今回、納税猶予の適用に当たって、非常に細かく適用地を区切ってあって、非常に誠実に対応されているということが分かりました。また、事前に、先ほどもございましたとおり、境界のところは境界標を掘り起こして、よく分かるようにしてくださっていましたので、非常に協力的で、確認もスムーズに行うことができました。

この猶予の適用とは直接は関係ないんですけれども、懸念点といたしまして、この農地の境にある家が、空き家が2件ございまして、空き家の外側のブロック塀にひびが入って、斜めにちょっと崩れ始めているような状態でございました。ですので、今後、大きなものでなくても地震があつたりであるとか、何らかの自然災害などで農地のほうに、そのの塀などが崩れてくる可能性は否定できないのではないかと思います。という場合、どうしたらいいか分からないですけれども、行政のほかの部署と一緒に空き家対策などの協力ができるのであれば、もしも本当に倒れてきて崩れてきたときに、実際に、その空き家の所有者が、農地から土砂などを撤去を任意にしてくれるかという、なかなか不安なところもございますので、事前に何か予

防策を取れるのであれば、行政のほかの部署と協力して事前に動けば、農地を安全に守れるのではないかというふうに思っております。

この地区、この方の敷地に接しているところだけで2件、それから、ちょっとこの道路を挟んだ、関係ないところではございますが、そこにも空き家が多くて、なぜかと思ったら、その近くに、もしも災害のときの水深、ここは3mですよみたいな看板が貼ってあったんですね。多摩川の本当にへりでございますので、そういうことで、例えば御両親が他界された後、空き家になったのを直して息子さんたちが住むとか、そういうことはあまりない地域なのかななどと予想はしているんですけども、関係ない空き家が農業者に対して影響を与えるのではないかという心配がされたところでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

岩崎委員の今の報告に対しては、後ほどお話ししたいと思います。

続きまして、嶋田職務代理、よろしくお願いします。

2 番 今、3人の委員の方から報告があったとおり、肥培管理のほうは全然問題なく、きれいに耕作のほうをされていると思います。

生産物については、自宅のちょっと脇のところにある直売所と、みの一れ立川等に出荷ということでした。境界も非常に細かく、ここまではというぐらい気を遣ってやってもらっていて、石のところもみんな分かるようにしておいてもらったので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

まず先に、岩崎委員からの質問について、空き家のブロックが倒れるおそれがあるという、そういったことの質問が、まずありましたので、それについて事務局から、ちょっとその辺、行政で対応できるかどうかというような質問ですね。お願いし

ます。

次長 空き家問題に関しては、市内でもかなり深刻な問題になりつつあるという認識がございます。所管は、住宅課という部署がありますので、そちらに現地の状況も報告させていただいて、共有した上で、現時点で、すぐすぐ何ができるかということと、将来的に向けてのリスクの共有というのは、少なからずしておきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長 岩崎委員、よろしいですか。

11番 はい。ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありますでしょうか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人 お世話になります。よろしくお願いします。

議長 こちらこそ、よろしくお願いします。

申請人には相続税猶予制度について十分御理解していると思いますが、本総会におきまして改めてその意思を確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いします。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願いいたします。

17番 お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。私のほうから2点質問させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

まず1点目ですけれども、相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏に農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、僅かな業種にしか適用されない特別な制度であります。この制度を申請された農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作をすることが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかねばなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

まず1番目に、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目といたしまして、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。

お答えをお願いいたします。

申請人 よろしく申し上げます。

私のところも同じように、代々農業を続けてきまして、私でちょうど6代目ということになります。初代は江戸時代の末期から農業を始めた人でありまして、それぞれ終生頑張って、立川柴崎町の農地の肥培管理をきちんとやってきた経緯があります。私も6代目として、先祖の労に報いるためには、生涯、終生、畑のほうを頑張ってやっていきたい、このように思っております。

万が一、私に何かあって肥培管理ができないような状況になったときは、幸い、うちは妻と跡継ぎの長男、それから、嫁に行ったんですけれども、長女、また次女が、家族一丸になって頑張って、協力してくれて支援をしてくれている、今、状態ですので、そういうことで対応を十分しているんじゃないかと思っています。

17番 どうもありがとうございました。

先ほど委員の方も、みんな一生懸命やっている方だという声をいただいております。今後も頑張ってください。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3 番 今日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

私のほうからも、ちょっと先ほどの岡部委員とかぶるところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

相続税の納税猶予制度は、一定の条件を満たし続けている間は納税を免除されるといった制度であり、農業、その他、数種の相続税のみに適用される特例措置です。当市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

特例の対象農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行くと、猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 お答え申し上げます。

納税猶予ですけれども、この制度は農地の保全、後継者の育成というような観点から、農家にとっては必要不可欠な制度だと思っています。

うちのほうも、平成16年に先代の父が亡くなって、その農地をうちの母が相続したんですけれども、その母も今年亡くなってしまいました。実質、相続税納税猶予適用農地というのは19年間、もう既に経過してきているわけなんですけれども、

そういうこともありまして、この制度の内容は、おおむね理解しているつもりではおります。

19年間のうちに、高杉部会長がおっしゃったように、内容の改正も確かにあって、農地の貸し借りができるようになったというところが、ちょっと1つポイントかなと思うんだけど、やっぱり貸した場合でも、許可なしには駄目だということと、許可があっても、ある程度一定の関与がないと買取りの申出が次回にはできなくなるというような、ちょっとシビアなルールもあるように認識しています。

取りあえず、自分が駄目になっても家族が頑張って、できるだけ頑張ってやっていくということで。ただ、人間でありますから、どうしても障害が出て、農業経営の存続が危ぶまれるようなときは、農業委員の皆様に相談をした上で、また、その進路を決めていくような思いでございます。そういう考えを持っています。

取りあえず、農地については適切な肥培管理をして、安心安全な野菜を作れるように、これからも一生懸命努力していきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

3 番 ありがとうございました。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請者に農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

申請人 よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから御質問などがありましたら、お願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方をお願いをさせていただきたいと思います。

ただいま両部会長から、いろいろと御質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

十分お分かりだと思いますが、納税猶予は国の制度ということも当然御存じだと思いますので、3年に1回、現地調査に伺いますので、そのときには、また御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

申請人 分かりました。しっかりやりますので、よろしくお願いいたします。

議長 あと、ただいま両部会長が御質問した内容が、この封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら、御家族の方に再度こちらのほうを見ていただいて、猶予制度というのはこういうものだということで、御家族にも御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして質問等は終わりたいと思います。また、体には十分お気をつけて農業に励んでいただきたいと思います。

今日は、ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第1号の2について事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第1号の2、特例農地は上砂町2丁目の8筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、鴻地委員、内野委員、森谷委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図2を御覧ください。略図2は、立川第九小学校の西、五日市街道南の自宅裏に広がる農地で、ハウレンソウ、コマツナ、植木類、ハウスではピーマンを栽培しており、肥培管理は良好

で、境界は全て確認ができました。

なお、北西にある市道との境界の位置について申請者から御意見が寄せられたため、市の道路課測量係へ申入れを行ってございます。

議案第1号の2については以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第1号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を鴻地委員、内野委員、森谷委員、横幕委員、私、鈴木会長の順で行います。

それでは初めに、鴻地委員、お願いします。

10番 申請者の状況なんですが、今、事務局から説明があったとおり、肥培管理はとても良好で、特に土作りにこだわりを持っておられる方なので、今後も草が生えるとか、そういう心配も全くないので、全く問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、内野委員、お願いします。

4番 境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 測量してもらった結果はPDFに収めて管理しているということで、大変管理面においては緻密にされているということが、よく分かりました。それから、畑のほうも肥培管理はとても丁寧で、きちんとできていて、問題はないと思います。

1か所、野菜の残渣が積み上がっている部分があったんですけども、これは畑ではなくて宅地の中だということも力説しておられました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

今、各委員さんから報告があったとおりでございます。この方は非常にきれいに耕作をされていまして、特に植木のほうについては、ほとんどもう除草剤は一切かけないで、重機で常に土を動かして、草が生えないようにしているという話でございましたので、とにかく非常にきれいな畑でございました。

あと、境界石についても、実は、測量図面を持ってきていただきましたので、全て確認もスムーズにできましたので、問題はないかと思えます。

すみません。続きまして、森谷委員、お願いします。

9 番 私も先日、見させていただきまして、肥培管理のほうは良好でした。野菜が半分、植木が半分という感じで行われていまして、野菜のほうは何か息子さんがやられていて、植木のほうはお父様がやられているという感じでした。肥培管理も良好でしたので、問題はないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思えます。

岩崎委員、お願いします。

1 1 番 すみません。形式的な質問をさせていただきます。

備考欄に、面積が実測値と、恐らく公図ですかね。登記簿上の面積がありますが、今回申請された面積というものは、どちらなのでしょう。

議長 すみません、事務局、こちらのほうをお願いします。

係長 答えいたします。

こちらの表のほうの左側で合計となっております8, 379.17、こちらのほうで申請をいただいておりますので、今回の証明につきましては、こちらのほうで見ていただければと思います。よろしく願いいたします。

1 1 番 そういたしますと、この差の数平米になろうかと思いますが、その差の部分は納税猶予がかからないという扱いになるの

でしょうか。そこが、ちょっと税務署の納税猶予の考え方が分からなくて、境界に囲まれている、この面というところで納税猶予が全部かかるならば、それはそれだと思うんですが、細かく面積単位で、あるいは、例えば、この面積の差がどこに出てくるかという、いずれ何か、一部を転用したり売却した場合に、20%になったらどうこうみたいな話が出てくるかと思うんですけども、そこにこの面積の小さな差が影響してくるならば、申請者に対して不利益が生じるのではないかという心配がありまして確認をいたしました。問題ないでしょうか。

議長 事務局、どうでしょうか。問題はないんでしょうか。

係長 ただいまの件につきまして、確認をしてからお答えさせていただきますので、この場所では、ちょっと申し訳ございません。後ほどということで、よろしくお願いします。

議長 よろしいでしょうか。

11番 はい。結構です。

議長 では、また後ほど分かり次第、また報告のほうをお願いしたいと思います。

そのほか御質問はありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として、申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

申請人には相続税の猶予制度について十分に御理解いただいていると思いますが、本総会におきまして改めてその意思を確認させていただきましますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としては、納税猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農

地の存続すらできなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 どうも、お越しいただきまして、ありがとうございます。
早速ですけれども質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、僅かな業種にしか適用されない特別な制度であります。この制度を申請された農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認をさせていただきます。

まず1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目は、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援などを受けられるでしょうか。

以上2点をお答えをお願いいたします。

申請人 1つ目の生涯現役ということは、私は常に思っておりまして、病床につけばともかく、体が動く限りは、これまでどおり、これまで以上にやらなければとは覚悟しております。

また、おやじが亡くなる前から、もうとにかく家族みんなで協力し合って、よりよい農業をと努力してきましたけれども、幸いにも、2点目の後継者、うちには息子がもう既に、スタートではなくて、販売実績をも積み重ねて、地域にも消防等でも貢献して、とにかく農業と地域とのつながりというのを息子も重視して、努力しているところでございます。これからも、これ以上に家族みんなで協力し合って、生涯十分な農業が務めら

れるよう努力をするつもりでございます。

議長 どうもありがとうございました。

大分面積も多いようなので、体には気をつけて頑張ってください。よろしくお願いいたします。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3 番 今日は、よろしくお願いいたします。

相続税の納税猶予制度は、一定の条件を満たし続けている間は納税を免除されるといった制度であり、農業、その他数種の相続税のみに適用される特例措置です。当市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。

特例の対象農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 御質問に対してですけれども、うちでは、よそから借りたことも貸したこともこれまでございませんし、今後もしもいろいろな理由から、ここで申し上げるのは、ちょっと不都合な面もあります。土地を貸すとどうなるか、非常に難しい問題を抱えております。

その1つの例として、私は自身の、自分の畑だから、除草剤を極力使わないで、ユンボを毎年100時間、もう1,000時間になりました。おやじが死んでから。除草剤を使わないで、

鋤簾がきの代わりに体を酷使して除草しております。加えて、最近、委員長さんがいらっしゃったときにも申し上げたんですが、化学肥料の遅効性のものについては、マイクロプラスチックの問題が一部紙上、紙面で騒がれ始めましたので、いち早く無化学肥料、そんなふうに、自分の畑だからできるのであって、なかなかこれをお借りしたところ、持っている人に迷惑をかけないでというのは非常に難しいです。人様に貸すときには、もう捨てるつもりでないと貸せないという当家の根拠がありますので、今後も今のままを生涯守るという、一生懸命やるという、そういうところでございます。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うということを約束していただきました。ぜひ健康に注意して、よろしくお願いいたします。

申請人 よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人をお願いをさせていただきたいと思います。

ただいま両部会長からの質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。

もう十分、相続税の猶予制度という制度について御理解いただいているのは、十分分かっていいるかと思いますが、3年に1回、農業委員会としましても、調査にまた伺うことになりますので、その際は、また御協力のほどお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいま両部会長が質問した内容が、この封筒の中に入っておりますので、お帰りになりましたら、御家族にも目を通して

いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は、お忙しい中、ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いいたします。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号の 2、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、9 件を議題に呈します。なお、第 2 号議案のうち、委員の世帯に関わる案件がありますので、当該案件の間、一旦退室をお願いいたします。

それでは、議案第 2 号の 1 について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第 2 号の 1、農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、嶋田職務代理、清水委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、国立音楽大学の西、西武拝島線の北に広がる農地で、里芋やキャベツ、ブロッコリーなどを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。特例農地の一部に電柱が立っており、東京電力に相談中とのことでした。

議案第 2 号の 1 については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を清水委員、岩崎委員、嶋田職務代理の順でお願いいたします。

それでは初めに、清水委員、お願いします。

15 番 この方の畑ですが、周りは公園、住宅、公道に囲まれてい

る畑です。畑の中はハクサイ、キャベツ、ブロッコリー等が栽培されていて、畑一面に野菜が植えられている状況です。

あと、境界石のほうも、事前に私は行きまして確認させていただいて、確認ができています。肥培管理も良好で、問題はないのですが、事務局が言われたように、公道に面したところに電柱が入っています。本人も、このことは気にかかっているということで、東電のほうには再三撤去してほしいということで依頼はしているのですが、担当が替わったりして、1年間、何か間が空いちゃったりとかしているようで、今回もまた、東電のほうには移動のお願いをするということで確認が取れました。特に問題はない畑です。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 とてもきれいに管理されている畑でした。

それから、作っているもの、先ほどございましたとおり、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリーなどがありまして、本当に立派なハクサイがあつて、ちょうど雨上がりだったこともあるんですが、露がかかって、物すごいきれいな野菜が、ああ、こんなきれいな野菜があるんだと思うくらい、とてもきれいな畑でございました。

皆様がおっしゃるとおり、東電の電柱について、所有者さんのほうには、いかんともしい難いところもあるのかとは思いますが、一部にかかっているという状況でございました。ただ、皆様からございましたとおり、交渉は再三申し入れているところでございますので、それをもってどうこうというところは、これ以上は申し上げられないのかなというところでございます。

議長 ありがとうございました。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2 番 今、お二方が説明してくれたとおり、非常にきれいな畑で、一面に作物が栽培されているような状況でした。

それと、再三、話に出ている電柱の件なんですけれども、確かに生産緑地というか、この納税猶予の中に入っているんですけれども、この扱いというか、この申請者の方は、たしかもう5回ぐらいかな。3年ごとの経緯があって、毎度毎度やっているみたいなので、逆に、先ほどの適格者のところに出ていた方の凸凹したところ、あれはきっと、いろいろな税理士さんですとか、そういう方に御相談をして、ここは外したほうがいいですよというアドバイスの下にやられていると思うんですけれども、電柱が入っていることによって、税務署さんのほうで先に見に来られたときに、引っかかるようであれば外してくださいという話になると思うんですよ。多分。

それと、あと、生産緑地内の電柱というのは基本的には、事務局さん、どうでしたっけ。いいんでしたっけ。都市計画のほうは多分オーケーなのかな。

係長 生産緑地のほうでは生産緑地法で、公共のものであればという話でよろしかったかと認識しております。

2 番 私もそういう認識があったので、見て、見てというか、今までもそういうケース、うちの畑にも立っているのは事実なんですけれども、今後、こういう案件というのは、きっとあると思うんですけれども、その辺を踏まえて、立川市の委員会として、どういう対処をしていくのかというのを、明確に今後決めていくというか、話し合っていたほうがいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長 今、嶋田職務代理からお話がありましたように、この電柱については、もう数年前から、これはちょっと問題になっている点です。

この件につきまして、私も東京都の農業会議所のほうに質問をし、各市町村でどういう形で扱っているかということも質問をして、やっぱりどうしても、電柱というのは社会生活上、絶対になくてはならないものなので、ほかの市も、やはり電柱が猶予制度を受けているところに立っているというのも事実でございます。

なので、これは非常に難しい扱いの一部かなと思うので、農業会議所としましては、本来は猶予制度のところには電柱を立ててはいけないというのが本来なんですけれども、これはもうはっきり言うと、農業会議所も、ちょっと曖昧な言い方になってしまうところがあります。なので、これは、はっきりするというのも非常に難しい点だと思うんですね。

そうすると、はっきりしてしまうと、今まで猶予を受けた人も、今後そこを猶予から外してもらうように言わなくてはいけなかったり、その辺も出てくるかなと思いますので、これはちょっと、はっきりするというのは非常に難しいような点かと思われます。私も、現地調査に行った中で、やっぱり東電さんに言って、早くこれをどかすようにということで指導はしました。ただ、これも、なかなか東電も簡単には撤去できないというのが現状だということも聞いておりますので、東電さんから、農業委員会のほうにまた連絡をして、ちょっと協議したいというような話も一度あったんですけれども、そのままだったんですけれども。

そういうことで、これは非常に難しい点なので、はっきり決めていいものかというところだと思いますね。

これは、東京都全体が、みんなそういうふうに行っているんだったら、また話は当然なっていってもいいと思うんですけれども、ここのちょっとグレーな面というのが、どうしても農業というのは、ちょっとそういったグレーの面、特に、できることとできないところが非常にありますので、取りあえず、やはり指導だけはしないわけにいかないのです、その辺、事務局としてはいかがでしょうか。

主事 私からちょっと。

私の認識であつたりとか、今まで現地調査を帯同させていただきまして、その中で、会長とのお話であつたり、農業会議等の研修も受けて、あくまで私の認識の部分というところではあるんですけれども、会長が今おっしゃられたように、まず、公益性が高い建物であるということも含め、あります。

そのうち、所有者の方の意見一つだけで簡単に動けるものではないというところを鑑みて、まず継続して、今回、東電のほうには撤去の要望であったりとか、そういった話を継続してくださいというところが、まず1点、していただきたいというところ。あと、もう1点、農業委員会としてどう伝えていくかというところではあるんですが、次の代、次代といいますか、次の適格者のときには納税猶予は認められないですよというところで、案内をするというところ。2点をもって現実的な対応というところだろうと認識しております。

こちらがすぐ指導して動くというものであれば、そのような対応でよろしいのかなとは思いますが、いかんせん、現実的な問題として、そこも難しいということで伺ってはおりますので、そちらは継続的な指導と、次の代で確実にそこについては納税猶予から抜いていただく。そういったところの2つの指導が指導の方向性というか、そちらがあるのかなというところでございます。

以上です。

議長 あと、もう1点は、今、携帯電話会社等に置いている電波基地の電柱とかも、立っているところもあります。こういうところは、確実にどこしていただくというようには指導しております。なので、そういう電波塔みたいなものとは、また全然違うので、そういうところは確実に撤去していただくというようにしていただきたいとは思いますが。

なので、電柱については、今、事務局が言ったように指導をするというような形を取る以外はないと思いますので、そういうような形で進めていったらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

いいですか。

2 番 今、皆さん、事務局ですとか会長さんからの意見もあったように、非常にはっきりするのが難しい点だと思いますので、一応、今後の指導の仕方としては、基本的には駄目ですよというのが大前提にあるんですけれども、今、何回ももう受けられ

ている方については、今、事務局のほうからあったような形の、次のときにはもう一度確認をしてくれということになるんですかね。受けられるのかどうかというのを、途中、農地を納税猶予を受けるときに、もう一度、その電柱があるんですけれども、これはどういう扱いをするんですかということは確認してくださいということ、委員会のほうでは決められないことなので、それをもう一度確認してくださいというような口頭での指導なり、お知らせというような形を今後取っていくというような方向で、どうでしょうということです。

7 番 そういう事例は結構あるんですか。納税猶予を受けて電柱が入っているというのは、今までずっと見てきて、そういう事例は結構あるんですか。

議長 立川市の農地の件、猶予を受けている農地でも何件もあります。実際は。他市でもあります。ほかでもあります。かといって、それを立っているからといって納税猶予を外してくれというようなやり方は、していないというようなことを……。

7 番 それはもう、代が替わったときに税務署と話してくれという、そういう感じですか。

議長 税務署と話すというより、我々、適格者証明をもらいに行く。現地調査するとき、当然そこをね。本来は、ここは納税猶予を受けているところは電柱を立ててはいけないことになっているということを明確に話すというのが、そういった指導はしないといけないと思います。

7 番 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

今後、私も農業会議所等について、またそういったことについて、また話をしていきたいと思います。というような形でよろしいでしょうか。

何か質問ありますか。そのほか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号の1について証明することに賛成の委員は挙手をお願いいた

します。

…… 全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、議案第２号の２以降について事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第２号の続きについて御説明申し上げます。

現地調査を申請者、鈴木会長、嶋田職務代理、高橋委員、宿谷委員、森谷委員、内野委員、鴻地委員、高杉委員、岩崎委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図２を御覧ください。略図２は、砂川八番の南、自宅裏に広がる農地で、シマトネリコや里芋を栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界は全て確認できました。

議案２号の３と４は同一世帯のため、調査はまとめて行っております。略図３及び４－１を御覧ください。略図３及び４－１は、砂川八番の北、五日市街道の自宅裏から幸小学校の東に広がる農地です。それぞれキャベツやブロッコリーなどを栽培しており、肥培管理は大変良好でした。略図３及び４－２を御覧ください。略図３及び４－２は、幸小学校の北東に広がる農地で、里芋が収穫中でした。一部特例農地から外しているところは、保存樹林として登録している箇所となっております。

続いて、略図５を御覧ください。略図５は、砂川五番と六番の間、五日市街道北に広がる農地及び日大二高グラウンドの東、平成新道の北に点在する形で広がる農地で、それぞれ栗、ネギや、保育園の収穫体験用のサツマイモ、ブルーベリーが栽培されておりました。境界は一部不明瞭な箇所がございましたが、肥培管理は良好でした。

略図６を御覧ください。略図６は、上砂川小学校の南東、西武拝島線の北側に広がる農地で、それぞれ露地野菜を栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。南側の農地にパイプで作られた簡易直売所がありましたので、納税猶予が適用されていない生産緑地や宅地へ移設するよう、委

員から指導がございました。

略図 7 を御覧ください。略図 7 の農地は、天王橋交差点の南東、五日市街道南の自宅裏に広がる農地で、コンフーサやオウゴンマサキなどの植木をはじめ、施設ではバナナやパパイアが栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界は全て確認できました。

略図 8 を御覧ください。略図 8 は、砂川三番の南西、昭和記念公園砂川口の北西に広がる農地で、一部ではネギやサツマイモを栽培しており、残りについては、今後、ハウレンソウやコマツナを植え付け予定とのことでした。肥培管理は良好でしたが、南西の境界が埋もれていたもので、くいなどを設置するよう委員から指導がございました。

略図 9－1 を御覧ください。略図 9－1 は、砂川三番の南と北西に広がる農地です。南の農地は柿が生産されておりました。北の農地ではブドウや栗、柿やブルーベリーなど、果樹を生産されておりました。肥培管理は良好でしたが、一部境界が土の下に埋もれている箇所があり、掘り起こすこと、また、畑の中に放置されている農業用資材があったため、片づけるよう委員から指導がございました。自宅裏の農地については、タヌキやハクビシンの獣害から防除するため、電気柵を設置しておりました。また、今年の暑さにより、柿の太秋という品種では生産量が半分程度に落ち込んだとの話を伺っております。

略図 9－2 を御覧ください。略図 9－2 は、武蔵砂川駅の東、西武拝島線の北に広がる農地で、柿やスモモなどの果樹類を中心に生産されておりました。こちらの農地については肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第 2 号については以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第 2 号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。今回は非常に件数が多かったため、2 班に分かれて現地調査を行いました。2 番から 7 番を私が担当しております。8 番と 9 番を嶋田職務代理が担当しておりますので、

お願いをしたいと思います。

それでは、補足説明を、2番から9番を順番に行いたいと思います。

まず初めに、2番ですね。高橋委員、お願いいたします。

1 2 番 それでは、補足の説明をさせていただきます。

先日、調査へ行きました。この方は、けやき会という、立川の植木の製造を引っ張る役を長くやられて、地元からも、しっかりとしている方と評判のいい方です。畑のほうもハナミズキ、シマトネリコ、コニファー類を生産しており、また一部、野菜も作っておりました。

境界のほうもしっかりとしており、草等の管理もしっかりされておりましたので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今おっしゃったとおり、何も問題ない、きれいな畑でした。この方の隣の住宅の木が伸びてきている問題があったんですけども、普通は、農地に対する文句が隣の家から出るというのはありますけれども、これは本当に逆の形だなと思ったんですが、大きくなった木について、なかなか剪定も難しいし、御苦労があるのだなと思いました。

それから、野菜については、ど素人だとおっしゃっていましたが、大変立派な里芋を見ることができました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番、4番を高橋委員、お願いします。

1 2 番 それでは、補足のほうをさせていただきます。

先日、畑の調査を行きまして、この畑が2町1反近い広い畑で、現在ブロッコリーとかキャベツとかを丁寧につけており、肥培管理とかは全く問題ありませんでした。

また、境界についても全て確認をしましたので、問題ない、きれいな農地です。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 同じく畑は大変きれいに管理されていきました。ブロッコリーが見事な畑でして、写真コンテストに出したいくらい、きれいでした。それから、里芋はもう終了したということでした。
以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、この3番、4番に対して事務局から報告がありますので、お願いします。

係長 こちらの第2号の3の表を御覧いただけますでしょうか。
表の8番目の筆につきまして、地目のほうが墓地となっております。こちらにつきましては、農地台帳の登録がされていなかったことが今回の調査のときに分かりまして、詳細につきましては、この後、全員協議会のほうで改めて説明をさせていただきますが、その際に農地台帳への登録についてのお話を、ちょっとさせていただければと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番ですね。宿谷委員、お願いします。

7 番 この畑は、梅、柿、栗、ブルーベリーなどの果樹と野菜。
行ったときには野菜のほうはネギしかなかったんですけれども、あと、サツマイモですね。サツマイモは近くの保育園の委託ということで、掘り取りをするということで、地域にも貢献しているかと思いました。

境界のほうも、ちょっと確認できなかったところが1か所、2か所あったんですけれども、ほかは全部確認してきました。

あと、梅の畑なんですけれども、何本か枝がほうけていたので、この冬に剪定をしてくださいということを書いてまいりました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

横幕委員、お願いします。

- 8 番 この方の畑は大変広い畑でして、1人で管理するのはなかなか大変だなという思いがしました。今年は柿がたくさん花がついたので、結果がちょっと十分ではなかったとか、栗は、いしが腐らないので処理が大変だとか、そういう御苦労も聞きました。それから、保育園用のサツマイモですけれども、品種は紅あずまだということです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番ですね。鴻地委員、お願いします。

- 10 番 先ほど説明がありましたとおり、砂川町8丁目の畑が納税猶予のところに仮の直売所がありまして、移動するように指導して、当初は自宅の横に移動するというお話だったんですが、よくよく考えてみたら、この、かくんとなっているところが納税猶予が外れているんですね。白いところと言ったら変ですが。そこに移動しますと。それで、まだ移動していなくて申し訳ないんですが、11月の下旬を目途に移動しますので、よろしくお願いしますということでした。あと、肥培管理は良好です。

あと、上砂町5丁目の自宅前の畑は、多品目の作物を栽培されていて、また、肥培管理も適切で、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 8 番 先ほど委員さんがおっしゃったとおりです。さほど広くない畑なんですけれども、非常にたくさんの品種が栽培されていて、この方の畑のシンボルといいますか、タラノメが非常に大きく育っていました。

多品種をなぜやっているかということについて、軒先販売するようになったので、どうしても数が多いほうが良いということで、どんどん増えていったという話でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、7番ですね。森谷委員、お願いします。

9 番 先日行かせていただきました。元は植木屋さんなので、ほとんど植木がメインでして、ハウスも何棟かありまして、その中にはポットによる植木苗の栽培がされていまして、あと、先ほど事務局も言われたとおり、ハウスの中には、大きなポットの中にバナナとパパイヤが2つだか置いてありました。直売の野菜もやられていまして、直売所の野菜の面積は1畝か1畝半ぐらい野菜の畑として使っているようでした。

 肥培管理も良好で、境もちゃんとなっていましたので、問題はないと思います。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 ハウス、それから畑とも非常にきれいに管理されていて、問題はないと思います。

議長 ありがとうございました。

 それでは、私のほうから何点か追加で補足説明をさせていただきます。

 まず、5番のこの方は、説明がありましたように、非常に広い農地面積で、今現在、後継者も勤めているということで、この方1人でやっているの、特にちょっと大変なので、円滑化法を利用して、ぜひ登録のほうをしていただきたいということで、お願いをしました。なかなかだんだん年齢的に大変な方には、それで手が回らないような方には、なるべくこういった制度を利用してもらえるように、現地調査の中でも説明をしていきたいと思います。

 あと、6番の方ですね。こちらのほうの、要は足場パイプで直売所が建っていたんです。かなりしっかりしていたので、私のほうも、猶予を受けているから、ここはこういった足場パイプで直売所は建てられないんですよということでお話をして、最初は、そんなことないんじゃないのと言われていたんですけ

れども、すぐ理解していただいて、鴻地委員からも話したように、自宅のほうに最初は当初行く予定だったんですけれども、確かに、この図面を見たら一部、空いているところが猶予が外れていくところがあるので、そこに移動していただくというような形で御理解いただいたので、恐らく今後も、こういったケースも出てくる可能性というのは出てくると思いますので、納税猶予を受けているところについては、特に、パイプハウスのしっかりしたものも移動してもらうように、今後も指導していきたいと思いますので、もしそういうところがあったら指導のほうをお願いしたいと思います。

私からは、2番から7番は以上になります。

続きまして、8番と9番は嶋田職務代理が、最後にまた報告をお願いします。

それでは、8番ですね。まず初めに、内野委員、お願いします。

4番 この方なんですけれども、今、現在、畑にはサツマイモ、ネギが作付されていました。これからは葉物、コマツナ、ホウレンソウを作付するそうです。

肥培管理は良好で、境界石が一部土に埋もれて分からなかったんですけれども、分かるようにしておくということでした。野菜の販売は自家消費と、自宅で庭先販売を行っているそうです。特に肥培管理も良好で、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 この方は、本当にきれいに整地されていまして、作物もちゃんと作っていて、時期的に今はちょっと何もないけれども、これから種をまくんだというところはありませんが、種をまくということでしたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、9番ですね。内野委員、お願いします。

4 番 この方は果樹農家でして、果樹は出荷先は、みの一れ、あと、自宅に自販機がありまして、それと宅配を行っているそうです。境界石は1か所、分からないところがあったんですけれども、そちらのほうは分かるようにしておくということです。

あと、9-1の略図の長方形の畑があるんですけれども、南側に工場がありまして、その間に大体3mぐらいの鉄のフェンスがあったんですよ。一応、その倒れないようにする、単管パイプが斜めに申請者の畑のほうに入っていたんですけれども、そちらは騒音の防止と、こちらの会社は製品を塗装する場合があるんですよ。そのシンナーの臭いとかが、結構風によって申請者の畑のほうに来るので、その防止もあって自ら立てたということなので、そちらのほうは、ちょっと致し方ないのかなと思うんですけれども、こちらのほうが、事務局のほうで確認するということで、後で多分、事務局のほうから説明があると思います。

肥培管理のほうは良好で、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 この方は、肥培管理については問題ないと思うんですけれども、先ほど内野委員からありましたように、隣の工場との境にフェンスというか、3mぐらいのつい立てがあって、それを支えるパイプが圃場内にあると。そこは、今お話があったように、必要性があってのことだと思うんですけれども、そういうものに使うであろうパイプが、そのフェンスの後ろとパイプの間のところに、やや散乱しているような状態であったと。

御本人に、これはどういうことというか、どのような理由でここにあるんですかというお話をしたところ、ここの柱を支えるものの柱だというふうに、だから使っているんだ、日常的に使っているんだというようなニュアンスのお話をいただいたんですけれども、パイプは一部、土に半分埋まっているような状態とかで、長い間、動かしていないような様子が見られましたので、それを必要性があって置いてあるものではないのではない

いかというような疑問を投げかけましたら、撤去を検討するということでございました。

それから、図で言うところの、これは9-2のほうの畑なんですけれども、一部に、果樹なので剪定した木の枝とかが積み上がっていて、ちょっとそれがやや乱雑な状態だったので、これの撤去はいかがですかというふうに聞いたところ、そこはぎりぎり宅地のところだから、別に反していないよという御主張ではございました。

納税猶予という面においては、その適用対象地ではないとは思いますが、その、あるいは虫が来たりだとか、風で飛んだりだとか、そういった面から、近隣への御迷惑というところが問題なのではないかというふうには思っております。片づけるようなことは、おっしゃってはいましたけれども、ややその辺の意識が、宅地だから乱雑でもオーケーだとか、農地だから駄目だとか、そういうものではない。一団の、一体の土地でございますので、その辺は何とかならないものかと思ったところはございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、8番、9番の追加説明等がありましたら、嶋田職務代理、お願いします。

2番 8番の方ですけれども、委員のほうから説明があったとおり、肥培管理も良好ですし、境界のほうも確認できましたので問題ないと思います。

9番の方ですけれども、自宅裏のところに鳥獣被害の柵があるという。本当に自宅のすぐ裏に、そういうものを設けなきゃいけないのかというぐらいな、人の出入りもあるようなところなんですけれども、そういうところにハクビシン等が出てくるということなので、ちょっと私のほうでは、なかなか考えられないようなことなんですけれども、もう本当の住宅地のすぐ裏まで、そういう被害が出ているんだなというのを実感しました。

あとに関しては、委員のほうから報告があったように、若干

ちょっと問題になるかなというところは各委員のほうから指導もありましたので、問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

先ほど内野委員からの質問がありました件に答えていただいていたいいですか。

係長 大変申し訳ございません。担当課のほうに確認を漏らしてしまいまして、次回御報告させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、次回ということで、よろしく願いしたいと思います。

そのほか御質問がありましたらお願いをいたします。清水委員、お願いします。

15番 略図9-1の畑の件ですが、この畑の脇のところを、私も、たまに公園に孫を連れていくときに通るんですが、電気の柵があるというのは全然分からないんですけれども、何か、そういったものが設置されているんですよとかといった表示とか何か、あるんでしょうか。動物が触って感じるものは人間が触っても感じるんじゃないかなというのが、ちょっと心配なんです、その点どうでしょうか。

2番 今の鳥獣の柵がしてあるところなんですけれども、この図で言うところの、9-1の砂川町3丁目のほうの、手前のちっちゃいほうの四角なんですけれども、これは道路から若干引っ込んだところにブドウがあるんですけれども。だから、道路から直接は見えないんですけれども、道路からすると、3m、5mぐらい中に入っているところに柵がしてあるんですけれども、その柵の周りには一応一般的な、柵をつけるときに多分ついてくるであろう、電気ショックが来ますという看板はついていました。

15番 分かりました。

議長 そのほか何か御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第
2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明
することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明するこ
とに決めます。

その他で何か事務局のほうでありますか。

次長 特にありません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終
了でございます。

 次回の農業委員会総会は11月24日金曜日午後3時から2
08・209会議室で行います。

 11月に入りましたら、これからは、もうクールビズではな
いので、ネクタイを今度はして来ていただきたいと思いますので、よろしくお願
いしたいと思います。

 本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後4時45分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員